解散命令公告

福井県公告

下記に掲げる組合は、その代表権を有する者が欠けており、又はその所在が知れないので、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第106条第３項の規定に基づき、解散命令の要旨を下記のとおり公告する。

平成30年６月20日

福井県知事　西川　一誠

記

命令の要旨

中小企業等協同組合法第106条第２項の規定に基づき解散を命ずる。

名称及び主たる事務所の所在地

国見おがこ協同組合

福井県福井市鮎川町第133号１番地の１

教示

１　この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、福井県知事に対して審査請求することができる。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求することができなくなる。

２　また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、福井県を被告として（訴訟において福井県を代表する者は福井県知事となる。）、提起することができる。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

３　さらに、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができる。ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢25歳～60歳位の女性、身長160㎝、着衣は、ズボン（灰色）、シャツ（黒色、長袖）、右環指に１㎝大の宝石様の石が装飾された指輪（刻印等なし）あり

上記の者は、平成30年１月８日午後４時00分頃、八潮市大字古新田160番地１大場川河川内にて発見されたものです。

遺体は火葬に付し、遺骨は、保管してありますので、心当たりの方は、当市健康福祉部社会福祉課まで申し出てください。

平成30年６月20日

埼玉県　八潮市長　大山　忍

行旅死亡人

１．本籍・住所・氏名等不詳、推定年齢50歳以上の男性、身長175㎝、白髪混じり、着衣は黒色ジャンパー、紺色長袖Ｔシャツ、黒色ウインドブレーカーズボン、黒色靴下、黒色革靴、所持品は現金2,260円、銀色腕時計

上記の者は、平成29年12月８日午後２時12分頃、三浦市三崎町城ケ島無番地県立城ケ島公園内第２展望休憩所南方約60ｍの砂浜上において発見されました。

推定死亡日は平成29年12月７日、死因は溺死です。

２．本籍・住所・氏名等不詳の女性乳児、身長53㎝くらい

上記の者は、平成29年４月25日午前９時30分頃、三浦市三崎５丁目3806番地三浦市超低温冷蔵庫前海上に浮いているところを発見されました。

推定死亡日は平成29年３月から同年４月上旬、死因は不詳です。

以上２件、遺体は身元不明のため火葬に付しました。心当たりの方は、三浦市保健福祉部福祉課まで申し出てください。

平成30年６月20日

神奈川県　三浦市長　吉田　英男

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢30～40歳代位の男性、身長165㎝、短髪の黒髪、面長、体格は普通、着衣は青色半袖Ｔシャツ、黒色長ズボン、黒色トランクス、灰色靴下着用、遺留品はなし

上記の者は、平成30年５月４日午前５時32分頃、大阪府泉南郡岬町深日661番地岬町立岬中学校から北方向図測540ｍに位置する海中で発見されました。

泉南警察署で調査する身元不明のため、当町において遺体は平成30年５月25日火葬に付しました。お心あたりの方は、岬町生活環境課まで申し出てください。

平成30年６月20日

大阪府　泉南郡岬町長　田代　堯

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳で年齢20歳代の男性、身長170㎝やせ型、着衣は黒色カーディガン、水色カッターシャツ、黒色半袖シャツ、黒色スラックス、黒色靴下、腕時計（黒色、デジタル）を着用

上記の者は、平成30年４月４日午前10時５分ころ神戸市中央区葺合町　猿のかずら橋から西方約90メートル布引渓流において発見。

遺体は身元不明のため、当区役所で火葬に付し、遺骨を保管しています。

お心当たりのある方は当区役所健康福祉課まで申し出てください。

平成30年６月20日

兵庫県　神戸市中央区長　宮本　一郎

公示送達

高崎都市計画事業高崎操車場跡地周辺土地区画整理事業の書類の送付に代える公告について

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第１項及び第５項の規定による高崎都市計画事業高崎操車場跡地周辺土地区画整理事業の下記に記載する者に対する仮換地指定通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項の規定により、当該通知書の送付に代えてその内容を下記のとおり公告する。

平成30年６月20日

高崎都市計画事業

高崎操車場跡地周辺土地区画整理事業

施行者　高崎市

代表者　高崎市長　富岡　賢治

記

１　書類の送付を受けるべき者の住所・氏名

⑴　住所不詳　手島　フユ　外８名

⑵　高崎市下之城町３　手島孫次郎　外76名

２　仮換地指定通知の内容

⑴　手島　フユ　外８名

従前の土地

高崎市下之城町字村東535番地　地目墓地

登記地積198㎡（基準地積200.88㎡）指数135,996

仮換地

22街区１　予定地積200.88㎡　指数135,996

仮換地の指定効力発生日：平成30年７月３日

仮換地について使用または収益を開始することができる日は別に定めて通知する。

⑵　手島孫次郎　外76名

従前の土地

高崎市下之城町字村東536番地　地目宅地

登記地積89.25㎡（基準地積89.25㎡）指数59,976

仮換地

22街区３　予定地積89.25㎡　指数59,976

仮換地の指定効力発生日：平成30年７月３日

仮換地について使用または収益を開始することができる日は別に定めて通知する。

【注意】１　別に通知する「仮換地について使用または収益を開始することができる日」までは、仮換地を使用し、または収益することはできません。

２　この仮換地の地積は確定測量の結果多少増減することがあります。

《教示》１　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に群馬県知事に審査請求することができます。

２　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に高崎市を被告として処分の訴えを提起することができます。

３　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して６か月以内に高崎市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、別図は省略し群馬県高崎市下之城町584番地57先の現地事務所掲示板において掲示する。